

第 3 7 6 回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録

令和 3 年（2 0 2 1 年）5 月 1 8 日開催

第376回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年(2021年)5月18日(火)午後2時から
- 2 開催場所 県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 出席者
(出席委員) 江口幸男 前田和昭 桑原千知 佐々木倫一 友村喜一 澤田唯二
田代龍也 廣田幸英 岸田光代 平岡政宏 藤木美才 田中愛美
藤田香織

(欠席委員) 深川英穂 一宮睦雄

(漁業取締事務所) 機関長 木村康隆
(水産振興課) 主幹 木村武志 主幹 鮫島守 参事 香崎修 技師 諸熊孝典
(天草広域本部水産課) 主幹 岡田丘
(事務局) 事務局長 宮本政秀 主幹 大塚徹 参事 篠崎貴史
参事 郡司掛博昭 技師 東海林明

4 議事次第

(1) 議題

第1号議案

知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)

第2号議案

熊本県資源管理方針の改正について(諮問)

第3号議案

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について(諮問)

第4号議案

特定水産資源「くろまぐろ(小型魚)」及び「くろまぐろ(大型魚)」の知事管理区分に配分する数量の変更について(諮問)

第5号議案

たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について(指示)

第6号議案

もじゃこ漁業許可取扱方針の改正について(照会)

議事の経過

事務局

定刻になりましたので、ただ今から第376回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員会開催にあたり事務局から御報告いたします。

本日の委員出席者数は、15名中13名で過半数に達しておりますので、海区漁業調整委員会規程第5条第1項に基づき、本委員会

が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

「第376回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と全漁調連会報を1部お配りしております。

また、漁業法関連法令集という水色の冊子をお配りしております。過不足等ありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、江口会長お願いします。

議長

どうも皆さんこんにちは。

今回は、第1回目の会議ということでございますが、皆さんも御承知のとおり、新型コロナウイルスがなかなか収束しないと、県内でも感染者が拡大しているということで、リモート等による開催も検討しましたが、皆さんに出席していただき感謝申し上げます。

1日も早く新型コロナウイルスが収束しなければ、天草の水産業もかなり厳しい状況になってきています。そういった中で、委員の皆様にお集まりいただき、ありがとうございました。

それでは、早速でございますが、ただ今から第376回天草不知火海区漁業調整委員会を開会いたします。

議事に入ります前に、海区漁業調整委員会規程第10条で定められております議事録署名につきまして、本日は 桑原委員と岸田委員にお願いいたします。

なお、議事の進行につきましては、皆様の御協力を御願います。

それでは、議事に入りたいと思います。

議題の第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

本日は、知事許可漁業のすくい網漁業、中目流し網漁業、小目流し網漁業、げんしき網漁業、筒漁業及びその他のかご漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について諮問させていただきます。

まず、知事許可漁業の仕組みについて、概要を説明させていただきます。

漁業法関係法令集の付箋①のページをご覧ください。漁業法第57条第1項に「大臣許可漁業以外の漁業であって農林水産省令又は規則で定めるものを営もうとする者は、都道府県知事の許可

を受けなければならない。」と規定されています。

只今申し上げた規定中に規則とありますが、この規則が、法令集にあります熊本県漁業調整規則になります。

熊本県漁業調整規則、以下「規則」と省略させていただきます。

付箋②のページをご覧ください。第4条に第1号から第23号までの知事許可漁業を定義しており、今回、諮問する漁業のうち、すくい網漁業は許可期間の満了に伴い継続して許可を営む要望のあった漁業、中目流し網漁業他4漁業については、新たにこれらの漁業を営みたいという要望があった漁業になります。

付箋③のページをご覧ください。

規則第11条第1項に、知事は、新たに漁業の許可をしようとするときは、当該知事許可漁業を営む者の数、当該知事許可漁業に係る船舶等の数等を勘案して、制限措置を定め、当該制限措置の内容及び許可を申請すべき期間を公示しなければならないと規定されています。制限措置の内容としては規則第11条第1項の各号に掲げられており、漁業種類、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数、推進機関の馬力数、操業区域、漁業時期、漁業を営む者の資格となっています。

また、同条第3項に第1項の規定により公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならないと規定されていますので、今回、要望のあった6つの漁業について諮問させていただいております。

次に、今回諮問させていただく制限措置の内容について具体的に説明いたします。

資料の3ページをご覧ください。

まず、すくい漁業ですが、すくい網漁業のみ2種類の制限措置の公示を予定しています。

漁業種類は、すくい網漁業。操業区域は、①が資料4ページの別記1に記載している天共第5号共同漁業権漁場内佐伊津地先、②が天草郡苓北町地先の天共第7号共同漁業権漁場内となっています。

漁業時期は、それぞれ1月1日から12月31日までとなっています。

船舶の総トン数及び推進機関の馬力制限措置は、それぞれ船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は定めなしとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は1隻と3隻。

漁業を営む者の資格として、操業区域①の佐伊津地先の許可については天草市佐伊津町に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者、②の天共第7号共同漁業権漁場内では、天草郡苓北町富岡又は天草郡苓北町坂瀬川に住所を有する者、熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者としています。

資料3ページの下段をご覧ください。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年(2021年)6月1日から令和3年(2021年)7月8日までを予定しています。

引き続き、資料4ページをご覧ください。

この公示に係る許可の有効期間は、令和3年(2021年)8月1日から令和4年(2022年)7月31日までとしています。

また、(2)に許可をするに当たって付す条件を記載しています。これまでの条件と同じ内容となっています。すくい網漁業については以上です。

次に、中目流し網漁業の制限措置になります。

資料5ページをご覧ください。

表の見方は、先ほどのすくい網漁業と同様です。

操業区域は、別記1のとおりとなっております。

漁業時期は、1月1日から12月31日まで。

船舶の総トン数及び推進機関の馬力制限措置は、船舶の総トン数は5トン未満。

推進機関の馬力数は定めなしとなっています。

許可又は起業の認可をすべき船舶の数は、1隻。

漁業を営む者の資格は記載のとおりとなっています。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和3年(2021年)6月1日から令和3年(2021年)6月9日までを予定しています。

先ほどの、すくい網漁業は許可期間満了に伴う制限措置の公示であり、許可期間が決まっていることから申請期間を長めに設定しているところですが、新規の許可の要望については、土日祝を除いて1週間を目安に設定しています。

許可の有効期間は、許可日から令和5年(2023年)11月30日までとしています。

すくい網漁業と許可の有効期間が異なる理由は、漁業種類毎に

許可期間を定めているためです。

また、許可をするに当たって付す条件は、同じ操業区域の既存の許可と同様となっております。中目流し網漁業については、以上です。

残りの小目流し網漁業、げんしき網漁業、筒漁業、その他のかご漁業については、まとめて説明させていただきます。

資料7ページから14ページまでをご確認ください。

操業区域は、小目流し網漁業が、火共第2号共同漁業権漁場内すなわち八代市の地先、げんしき網漁業が、一部期間において一部区域を除いた不知火海、筒漁業が天草市倉岳町の地先、その他のかご漁業が天草市牛深町の地先となっております。

漁業時期、船舶の総トン数及び推進機関の馬力数、許可又は起業の認可をすべき船舶の数、漁業を営む者の資格は、それぞれの表のとおりとなっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、中目流し網漁業と同様、令和3年（2021年）6月1日から令和3年（2021年）6月9日までを予定しています。

許可の有効期間につきましても、中目流し網漁業と同様、それぞれの漁業種類の有効期間に合わせて設定し、既存の許可と同様の条件を付す予定としております。

以上で説明を終わります。御審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第1号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

友村委員

はい。

議長

はいどうぞ。

友村委員

事務局にお尋ねします。佐伊津の方は、集魚灯が3キロワット以下となっており、苓北は10キロワット以下となっており、異なります。その違いは、何か違いがあるのでしょうか。

議長

水産振興課。

水産振興課

このキロワット数につきましては、漁業調整規則で決められたものになりますが、海域によってそれぞれ制限が異

なります。外海であります天草海の苓北については、10キロワット。内海であります有明海と不知火海の方が、3キロワットという制限になっており、海域によって異なるということです。

友村委員 佐伊津の方から、キロワット数を上げてほしいという要望は、1回も上がっていませんか。

水産振興課 今のところ要望はありません。

友村委員 はい、では結構です。

議長 はい、どうもありがとうございます。
他にございませんか。

議長 よろしいですか。

委員 はい。

議長 それでは特に無いようですので、第1号議案「知事許可漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員 はい。

議長 ありがとうございます。
それでは、第1号議案については、特に意見なしと答申します。
続きまして、議題の第2号議案「熊本県資源管理方針の改正について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課 水産振興課資源栽培班です。
資料17ページ以降の資源管理方針の改正について、御説明いたします。
熊本県資源管理方針につきましては、TACの対象となる特定水産資源の管理の手法などを定め、令和2年12月1日に施行し、令和3年1月1日からは「まあじ」及び「まいわし」、令和3年4月1日からは「くろまぐろ」及び「するめいか」の新たな資源管理が始まったところです。

令和3年1月中旬から下旬にかけて、関係する各漁協を訪問し、新制度における漁獲量報告の方法等について、御説明をし、御理解をいただいているところです。

今回、来る令和3年7月1日に、「まさば及びごまさば」の新たな管理年度が始まりますので、今回は、この管理手法について、諮問させていただきます。

資料26ページの右肩に別紙1-6と記載された資料を御覧ください。

この別紙では、まさば及びごまさばの資源管理の手法を定めています。

「まさば及びごまさば」につきましては、これまで「若干」という配分でありましたが、令和3年7月1日からも、その取扱いとほぼ同様の「現行水準」という配分になる予定です。

そこで、本県では、「まあじ」や「まいわし」と同様に、管理区分を細分化せず、第2の1のとおり、熊本県まさば及びごまさば知事管理区分として、県全体で漁獲量を管理していく形としております。

配分量につきましては、「現行水準」という形で配分が行われますので、県における管理方法としましては、水揚げがあった場合は、すべて報告という形の「まあじ」や「まいわし」と同様の管理を行っていきたいと考えます。

なお、「現行水準」は、現在の水準以上に漁獲量を増加させない管理という意味ですが、具体的な数量による漁獲可能量ではないため、漁業法33条に基づく採捕の停止の適用はありません。

具体的な記載としましては、中段の②において、対象者を漁業種類別に規定しています。

中型まき網漁業、小型まき網漁業、敷き網漁業、定置漁業をアからエに定めています。

また、オにおいて、その他の漁業を定めることで、「まあじ」や「まいわし」と同様に、もし水揚げがあった場合は、全ての漁業種類で漁獲量報告をいただく形としています。

報告のタイミングについては、中段(2)に記載しておりますが、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとしておりますので、初回は8月10日までに報告をいただくこととなります。

第4においては、漁獲努力量の規定をしており、表にある4つの漁業種類について、船舶の隻数や漁具の数を設定しています。

この努力量の上限は、関係する許可の定数や現在の免許数を設定していますので、現在許可等を持っている漁業者は、すべてこれまでどおりの操業が可能になるとしています。

水産振興課の説明は以上です。

なお、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任いただきますよう、併せてお願いしたいと思います。

御審議のほどお願いいたします。

議長

ただ今、水産振興課から、第2号議案について説明がありました
が、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

平岡委員

よろしいですか。

議長

はい、どうぞ。

平岡委員

今の説明の中で、T A Cという言葉が出てきましたけれど、私
は分かりますけれど、今回この委員会に初めて入られた方には、
もう少し説明しなくてもよろしいのでしょうか。

水産振興課

すみません。説明不足で失礼しました。

T A Cについて、改めてご説明いたします。

T A Cというのは、漁獲可能量制度のことを指します。

ある特定の水産資源の持続的利用、あるいは回復を図るため
に、魚種別毎に漁獲できる総量を設定して、管理する制度となっ
ております。

現在、国では8魚種、今回諮問させていただくサバ類、クロマ
グロやスルメイカ等がT A C魚種として定められています。

議長

はい、確かに、説明は丁寧に、女性の方や初めての方がおられ
ますので、これからは丁寧に説明していただくようお願いしま
す。

他にございませんか。

委員

ありません。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第2号議案「熊本県資源管理方

針の改正については、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第2号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

熊本県資源管理方針に定める特定水産資源の知事管理区分に配分する数量について、諮問させていただきます。

資料の30ページ及び31ページをお開きください。

先程、第2号議案でお諮りいただきましたことと一部重複しますが、要点のみ改めてご説明いたします。

漁業法改正に伴い、特定水産資源、いわゆるTAC魚種の取扱いが順次変わっていき、本日の「まさば及びごまさば」が、現行魚種として最後の諮問になります。

管理期間は、7月1日から来年6月30日までの1年間です。

漁獲可能量は、先程の説明にもありましたとおり、これまでの「若干」から「現行水準」に変わります。

既に、本会で承認いただいた まあじ、まいわし等と同様に、採捕停止の適用はありません。ただし、先程の御説明のとおり、漁獲報告の義務が全漁業種類に適用されることが大きな変更点となります。

私の方からの説明は、以上になります。

なお、先の議案と同様に、決議に際しましては、今後の国との協議等において必要の生じた記載事項の軽微な修正や誤字の訂正等につきまして、県に御一任いただきますよう、併せてお願いしたいと思います。

御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

ただ今、水産振興課から、第3号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

どうもありがとうございます。それでは特に無いようですので、第3号議案「熊本県資源管理方針に定める特定水産資源「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群」の知事管理区分に配分する数量について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第3号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第4号議案「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量の変更について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課です。

第4号議案「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量の変更について」諮問させていただきます。

資料は、35ページをご覧ください。

太平洋に生息するクロマグロは、資源が激減して国際的な資源管理措置が取られており、国から各県へ漁獲可能量の割り当てがなされています。

クロマグロの体重30 kg未満の小型魚と30 kg以上の大型魚は、異なる資源として管理されており、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3管理年度における、本県へ割り当てられた小型魚及び大型魚の漁獲可能量はそれぞれ、3.5トンと6.0トンであり、前管理年度と同量でした。

この度、水産庁から漁獲可能量の追加配当の連絡が来ており、小型魚が9.7トン、大型魚が6.8トンに増える運びとなりました。

この追加配当は、前管理年度未利用分の繰り越しや国が留保していた漁獲可能量の再配分等によるものです。

なお、小型魚においては、今回急遽導入された新たな仕組みである消化率メリット措置が適用されたことから、大きく割り当て量が増えています。

消化率メリットとは、前管理年度に県への割り当て量の80%以

上を消化し、資源の管理と有効利用を両立させた県へ与えられるものです。

この漁獲可能量の変更に伴い、知事管理区分への配分量の変更を行う必要が生じました。この変更に当たっては、関係海区漁業調整委員会へ意見を伺うことが漁業法第16条で規定されています。

今回、本県の漁獲可能量の割り当ては、小型魚が9.7トン、大型魚が6.8トンに増加しましたが、県への割り当ての概ね9割を知事管理区分へ配分し、残りを県の留保とすることが定められています。これに伴い、知事管理区分への配分が小型魚では8.7トン、大型魚では6.1トンとなります。

私の方からの説明は以上になります。

御審議のほど宜しくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。ただ今、水産振興課から、第4号議案について説明がありました。委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

委員

異議なし。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは特に無いようですので、第4号議案「特定水産資源「くろまぐろ（小型魚）」及び「くろまぐろ（大型魚）」の知事管理区分に配分する数量の変更について」は、「特に意見なし。」と答申してよろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第4号議案については、特に意見なしと答申します。

続きまして、議題の第5号議案「たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について」水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課

水産振興課でございます。

たも網及びすくい網によるガザミの採捕制限について御説明いたします。

資料38ページ目をご覧ください。

令和3年(2021年)4月14日付け熊漁指発第11号により、熊本県漁業協同組合連合会代表理事会長から当委員会会長に対しまして、浮きガザミの採捕禁止について要望が提出されました。

要望の内容につきましては、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き、不知火海の熊本県海域において、たも網及びすくい網によるガザミの採捕禁止に係る委員会指示の発出を要望するものでございます。

資料39ページをご覧ください。

本県海域におけるガザミの漁獲量の推移を示しました。

資料の上段のグラフは、熊本県全体の漁獲量の推移を示し、下段のグラフは、不知火海のガザミの漁獲量の推移を示しております。

不知火海におけるガザミ漁獲量の推移に着目しますと、昭和60年代から平成初期の時期に漁獲量が急激に減少していることが分かります。

平成13年以降、若干漁獲量が増加しておりますが、それでも100トン未満の低水準で推移しております。

このような状況を踏まえ、不知火海におけるガザミ資源の保護培養を図るため、引き続き採捕禁止を内容とする委員会指示の発出が必要であると考えます。

水産振興課からの説明は以上です。

議長

ただ今、水産振興課から、第5号議案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

田代委員

はい、よろしいでしょうか。

議長

はいどうぞ。

田代委員

たも網などで抄うガザミは、デコあたりは抄ってはいけないのではないですか。

議長

私の方から説明しても良いですが。

水産振興課

デコにつきましては、これまでも水産研究センターを中心として、ガザミの資源管理のために保護する必要があるということで、色々調査研究を行ってきたところです。

漁協の方々にも御協力を頂きまして、デコの中でも特に

黒デコにつきましては、保護しましょうという取り組みを行っています。

一部の漁協では、黒デコが水揚げされた場合は、暫く水槽に付けて、卵を放卵した後に出荷するという取り組みも行っているところですが、そういった取り組みにより、現在の資源水準、低位ではありますが、今の水準が下がらないよう努力しているところでございます。

県も、ガザミの資源保護のために、黒デコは採捕しないように説明しているところですが、今のところ採捕禁止にまでは至っていません。その代わり不知火海におきましては、6月1日から30日までは、漁業者だけでなく一般の方々も含め、全ての方々を対象に採捕禁止という措置を取らせていただいています。後程御説明いたしますが、有明海におきましては、有明海沿海の他県との関係もありますので、6月1日から6月15日まで、不知火海と同じように、全ての方を対象に採捕を禁止するという措置が取られているところでございます。

友村委員

去年は、検挙事例はどうでしたか。違反です。

議長

私の知る限りではなかったと思います。

友村委員

もし捕まった場合、罰金はいくらですかね。30万かな。

水産振興課

委員会指示違反になりますので、知事命令が出され、それに従わない場合は、罰せられることになります。

友村委員

はい、分かりました。

議長

ありがとうございました。
女性の委員の方から、何か御質問はございませんか。

田中委員

基本的な質問をさせていただきます。
ガザミの漁獲量ですが、なぜこんなに激減してしまったのでしょうか。そこを教えていただけないのでしょうか。

議長

カニにつきましては、私も専門分野ですので説明させて

いただきます。

資源管理もやっているんです。しかし、先程説明がありましたように、抱卵ガザミについて、各漁協で放卵してしまいうまで生け簀に入れたり、稚ガニの放流等もやっているんですが、どうしても増えないということです。乱獲はしてないんです。乱獲する漁業者もいません。はじめに不知火海でいなくなり、次に有明海で減少し、その後、大分県で減少し、現在は東北の地域で漁獲されるという異常事態の状況です。水温等の変化が関係しているのではないかと考えています。東北の方では、1日に何十トンも漁獲されている。今まで漁獲されなかった海域で漁獲されているという状況です。なかなか放流しても追いつかないという状況です。

田中委員

環境の問題もあるということですか。

議長

私は、そのように解釈しています。

田中委員

分かりました。ありがとうございました。

議長

他にございませんか。しゃべりすぎました。すみません。何かございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

それでは、他に無いようですので、第5号議案については、当委員会が指示を行うことでよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。
それでは、水産振興課より委員会指示の案を説明してください。

水産振興課

資料40ページをご覧ください。
委員会指示の内容につきまして御説明いたします。
委員会指示の案を示しております。

指示の内容につきましては、不知火海の熊本県海域におけるガザミ資源の保護を目的として、6月1日から6月30日までの間、たも網及びすくい網によるガザミの採捕を禁止するものです。

指示の有効期間は、今月の県公報登載日、委員会指示は県公報に掲載することになります。県公報登載日である令和3年（2021年）5月28日から令和4年（2022年）3月31日までとしております。

参考として、資料4 1 ページに昨年の委員会指示の県公報掲載文を示しています。

資料4 2 ページをご覧ください。

先程も御説明しましたが、有明海におきましては、令和3年（2021年）3月18日に開催されました、日本海・九州西広域漁業調整委員会におきまして、6月1日から6月15日までの期間、有明海において、たも網その他すくい網によりガザミを採捕してはならないとの委員会指示が発出されています。

事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしく申し上げます。

議長

はい、どうもありがとうございます。ただいま、水産振興課より委員会指示の案について説明がありましたが、委員の皆様から御意見、御質問はございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

はい、どうもありがとうございます。

それでは、他に無いようですので、第5号議案については、水産振興課の案のとおり委員会指示を発出することとしてよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第5号議案については、事務局の案のとおり委員会指示を発出します。

続きまして、議題の第6号議案「もじゃこ漁業許可取扱方針の改正について」、水産振興課から説明をお願いします。

水産振興課です。

もじゃこ漁業許可取扱方針の改正について御説明します。

まず、もじゃこはブリの稚魚、赤ちゃんのことを言います。

本県でブリの養殖を行う際に種苗として利用されています。

もじゃこは、九州南西海域から、海藻がちぎれて海面を漂う流れ藻といますが、その流れ藻にくっつき、例年、4月から5月にかけて、九州沿岸に流れてきます。

その流れ藻についたもじゃこを漁業者が採捕して、養殖業者に販売し、養殖業者がブリの養殖を行うという流れになっております。

資料45ページをご覧ください。

本県では、もじゃこ漁業許可取扱方針を定め、もじゃこの採捕を行っています。今年も、そのもじゃこが、全国的に記録的な不漁となっています。

本県においても、例年、2日の操業で予め採捕する尾数の計画を立てますが、その計画の数十パーセントの充足率を確保していましたが、今年も2日の操業で、1パーセント未満の充足率に留まっています。

取扱方針では、資料の45ページ目の中段以降の4の漁業時期及び許可期間において、当該年度の6月10日までの23日間を許可期間と定めていますが、今年も、もじゃこが付いている流れ藻が少ないことに加え、悪天候等の理由により、漁業者が操業に出られない状況から、もじゃこの不漁が続いています。

国は、やむを得ない理由がある場合は、操業許可日数を最大50日まで延長することを認めています。

本県ももじゃこ漁業については、当初4月10日から5月2日までの23日間を許可していましたが、不漁により、国の指導に基づき、最大50日までの延長手続きを行い、5月29日まで操業できるように手続きを行っているところです。

先日、国は、全国的な不漁を受け、現在最大50日まで延長に加え、更に、10日間延長可能とする文書を各県に通知しました。

これにより、本県の許可期間は、最大6月8日まで延長することが可能となりました。

冒頭でも説明した通り、本県の取扱方針では、許可期間を6月10日までと定めています。

国に確認したところ、今後ももじゃこの不漁が続く、関係県からの要望があれば、更なる延長も検討する可能性があるとのことでした。

その措置が取られた場合、本県取扱方針で定めた許可期間の6月

10日を超える可能性があることから、今回、本県取扱方針を改正することについて、本委員会に照会させていただきました。

資料49ページをご覧ください。

もじゃこ漁業許可取扱方針の新旧対照表の案を示しています。

新旧対照表の旧の方の2行目以降、ただし書きで、期間を延長とされていますが、これは23日間を延長することを示していますので、新旧対照表の新の方で、漁業時期又は許可期間と改正することにより、1行目の当該年度の6月10日までと23日間を変更することが可能と改正したいと考えております。

水産振興課からの説明は以上です。御審議の程よろしく申し上げます。

議長

はい、どうもありがとうございます。

それでは、もじゃこの状況を佐々木委員から御説明いただきたいと思えます。佐々木委員よろしく申し上げます。

佐々木委員

先程、水産振興課から説明があったように、今までで初めてこんなに藻が無い、天気が悪い、もじゃこがないということで、熊本県の必要尾数35万尾に対して1万尾にも満たない状態です。

このまま、この状況が続けば、今年は全国的に獲れていません。今までは、熊本県が獲れてなくても、他の県では獲れていましたので、中間育成を行っているものなどを購入していました。このままであれば、全国的に獲れないのではないかと。とにかく、熊本県のブリ養殖業の危機です。

また、もじゃこは3年の期間を掛けて成魚になりますが、3年後にブリが出荷できないというような状態です。

その対策として、期間延長をしていただいて、水産庁も前向きに期間延長をしていますけれども、期間延長をしたからといって獲れるという約束はないんですけれども。

ブリは、2月頃から産卵して、その後に又産卵する可能性があります。2回目、3回目の産卵で生まれたもじゃこが流れてきたときに採捕できるように。

今回、ブリの確保のために水産庁が初めて対策を取ってくれて感謝するところです。

漁業者としては、獲りに行っても獲れないと燃油代との関係で採算が合わないと、出漁できないのではないかとということも危惧しております。ご存じのとおり、天候についても、2週間も前倒しで梅雨入りし、なかなか出漁ができないと。

もじゃこは流れ藻に付いていますが、天気が悪いと流れ藻を見つけにくくなります。流れ藻や漁網等があれば、そのもじゃこが付いていて獲りやすいんですが、それが見つけにくいということです。

今年は、流れ藻がなかったのに、獲れてないこともあります。他方で、サワラ等の魚の胃内容物を見ると、もじゃこが入っている話もあります。

とにかく、もじゃこを採捕する漁業者も養殖業者も危機的な状況ということで、水産庁も今まで初めてこのような施策をとったということは、非常に有り難いことです。

どうか皆様の御理解をいただきたいと思います。

議長

はい、どうも、詳しい説明ありがとうございました。

女性の委員の方々もだいたい分られましたでしょうか。

もじゃこというのが、ブリの子供で、それがなかなか獲れないということでございます。これが獲れないと2年後、3年後の養殖のブリが不足し、食卓にブリがでないということになります。そのため、水産庁の特別な対応もあって、今回の議案として提案されております。

他にございませんか。

議長

よろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、他に質問等はないようですので、第6号議案については、異議のない旨を回答してよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。

それでは、第6号議案については、異議ない旨回答いたします。本日、事務局が予定した議事は以上ですが、委員の皆様から何かございませんか。

議長

よろしいですか。

委員

はい。

議長

ありがとうございます。
事務局から、何かありませんか。

事務局

事務局からは、特にございません。

議長

それでは、これで第376回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。本日はどうもありがとうございました。